

「アプリを活用したインセンティブを付与するウォーキング勧奨事業」¹/₁ 企画・運営・広報業務委託業務委託に関する質問に対する回答

No.	ご質問内容	回答
1	利用者数は最大何名程度を見込んでいるのか。	発注者が選定する市町村（最大10市町村程度）のおよそ1,000人～2,000人規模の数を想定しています。
2	お見積提出時には何名を基準として提示する必要があるのか。	No.1で回答したとおり、1,000人～2,000人規模の数を想定していますが、委託業務仕様書の5. 機能概要（2）に「ユーザー数・ID数による経費の変動を必要としないこと。」を要件としています。なお、同仕様書3. 業務内容（2）（ア）では、「原則抽選を行う必要のない、広く提供できるインセンティブの開発・設定が行えること。」としていますので、例えば、1,000人の非抽選方式といくつかの抽選方式によるインセンティブの設定など、人数の設定も含めて幅広い御提案をお願いします。
3	提案書や見積書は社名がわかる書類で良いか。	構いません。
4	お問い合わせは、フォームだけでなくコールセンターの設置が必要か。	委託業務仕様書の3. 業務内容（1）（ウ）では、「本業務におけるユーザーからの問い合わせは原則、受注者とする。」としていますので、必ずしも必要なものではありません。幅広い御提案をお願いします。
5	グループ会社に業務委託する場合も、グループ構成員に含まれるのか。 また、企画提案公募実施要領の7応募書類（1）提出書類について、ハ～トの書類はグループ構成員ごとに必要なのか。	企画提案公募実施要領の7応募書類（1）提出書類（チ）に記載のとおり、グループ構成員表は共同提案を行う場合のみ提出する必要があります。 また、同じく（チ）の※部分に記載のとおり、共同提案の場合は構成員ごとのハ～トの書類の提出が必要になります。